# 社会的養護 濱 灣

安石山 尾河阪髙箱細藪藤田川 﨑野野市田井和慎宏 剛清 津成宏一

共著

建帛社 KENPAKUSHA

## はしがき

子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)が1989年に国連総会で採択されてから30年以上が過ぎ、いわゆる「子どもの最善の利益の尊重」をキーワードとして、権利を行使する主体として子どもを捉えることになりました。2016年には児童福祉法が改正され、児童福祉の理念に「児童の権利に関する条約の精神」という言葉が位置づけられ、すべての子どもは、社会全体で育まれ、この社会で幸せに生活する権利を有することが明記されました。

しかしながら一方で、その最善の利益が尊重され難い家庭環境や状況にある子どもが少なからず存在しているのも事実です。そうした子どもたちの生活や権利保障するために、社会的養護等の仕組みや実践があり、それを担う重要な人材として「保育士」が位置づけられているのです。

さて、本書『社会的養護演習』は、保育士を養成する課程における必修科目「社 会的養護Ⅱ」のテキストです。

この科目は、厚生労働省の基準によると、①子どもの理解を踏まえた社会的養護の基礎的な内容について具体的に理解する、②施設養護及び家庭養護の実際について理解する、③社会的養護における計画・記録・自己評価の実際について理解する、④社会的養護に関わる相談援助の方法・技術について理解する、⑤社会的養護における子どもの虐待の防止と家庭支援について理解することを目標としています。

本書は、これらの内容を網羅するだけでなく、より家庭的な環境における養護の 推進について、最新の動向を盛り込んでいます。また、各章の演習では具体的な手 順まで詳細に解説することにより、社会的養護の内容を体系的かつ具体的に学べる 内容となっています。

なお、「保育」というと、対象として就学前の子どもを中心に考えがちですが、 社会的養護においては18歳未満、ときには22歳までの子どもを利用者として考え なくてはなりません。そうしたことも含めた「保育」の基本について再考する必要 があり、保育士養成のあり方や、いわゆる「施設保育士」の養成についても検討す るときが来ていると言えます。

さらに、保育における今日的緊急課題として、人材不足が挙げられており、国は「子育で支援員」制度を導入し、研修修了者が子育で支援員として従事できるようにしました。しかし、人材の量的拡大を急ぐあまり保育の質的保障が置き去りにされてはなりません。すなわち、有資格保育士の存在意義、あるいは専門性が改めて問われているのです。

本書を通じて、社会的養護の具体的な内容・実践を学ぶだけでなく、このような

社会的課題に対する関心・問題意識について学生が認識し、考えていくきっかけと していただければと思います。

本書を出版するにあたり、社会的養護について保育士養成校で教鞭をとり、あるいは研究されている先生方だけでなく、児童福祉施設等の現場に長年携わっている経験豊かな先生方にも原稿をご執筆いただき、知見を拝借致しました。お忙しい中でご協力いただき大変お世話になりました。また建帛社編集部には、企画・編集・進行等において様々なご配慮を賜り、心より御礼申し上げます。

本書に不備な点等がありましたら、今後改めていきたいと存じますので、ご意見・ ご叱正を頂ければ幸いです。

2020年1月

編者を代表して 安藤 和彦

## 目 次

	第	1部	『 社会的養護の体系と課題,権利擁護・保育士の倫理	
			<b>会的養護の機能と枠組み</b>	•
1.	社	会的	養護の理念と機能	2
	(1)	社会	:的養護の基本理念/2 (2) 社会的養護の基本原理/2	
	(3)	社会	的養護の機能/4	
2.	社	会的	養護の実施体系	4
	(1)	施設	養護と家庭養護/4 (2) 障害児施設の統合/6	
3.	里	親制	度の概要	7
	(1)	里親	1・ファミリーホーム/7	
	(2)	里親	1・ファミリーホームへの委託の優先/8	
	(3)	里親	l及びファミリーホーム養育指針/9	
第	1 章	社	と会的養護の課題	
1.	社	会的	養護の共通事項の課題	10
	(1)	施設	と運営の質の向上/11 (2) 施設職員の専門性の向上/11	
	(3)	自立	三支援の充実/11	
	(4)	家庭	と同様の養育環境における養育の推進/12	
2.	社	会的	養護における家庭支援	15
			・関係再構築支援の取り組みの重要性と意義/16	
			-関係再構築支援の課題/16	
淮	習(	i) 衬	社会的養護を必要とする子どもたちの代替養育/17	
	•			
第 2	ラ章	计计	<b>と会的養護を利用する子どもの権利擁護</b>	
			養護と子どもの権利	
1.			*もの権利条約/18	10
	, ,	-	*もの代替的養護に関する指針/19	
2	. ,	-	養護における権利擁護の取り組み	20
2.			で生活する子どもの権利擁護/20	20
	, ,		*もの意見をくみ上げる仕組み/22	
	, ,	-	情置児童等虐待の防止/23 (4)子ども間の暴力・いじめの防止	F /26
海			子どもの意見表明権の保障/27	L/ 20

第3章 社会的養護にかかわる保育士の倫理および責務	•
1. 社会的養護にかかわる保育士の役割	28
2. 社会的養護にかかわる保育士の倫理に関する指針	29
(1) 全国保育士会倫理綱領/29 (2) 全国乳児福祉協議会倫理綱領/29	
(3) 全国児童養護施設協議会倫理綱領/32 (4) プライバシーの保護/33	3
演習③ 施設での生活になじめない入所児童への対応/34	
第2部 社会的養護の支援の計画と内容	
第4章 社会的養護における支援の計画と記録および評価	•
1. アセスメントと自立支援計画の作成	38
2. 社会的養護における記録	39
(1) 記録の種類/39 (2) 記録作成の留意点/40	
3. 社会的養護における評価	43
(1) 施設の自己評価と第三者評価の受審義務化/43	
演習④ ジェノグラムとエコマップを用いたグループワーク/45	
第5章 施設入所と個別支援計画(アドミッションケア)	-
1. 社会的養護施設への入所と個別支援計画	46
(1) 子どもおよび家庭の理解/46 (2) 施設入所前後の支援/47	
(3) 自立支援計画の作成/49	
演習⑤-1 施設入所に向けての不安に対する支援/52	
2. 障害児入所施設への入所と個別支援計画	54
(1) 子どもおよび家庭の理解/54 (2) 施設入所前後の支援/55	
(3) 個別支援計画の作成/57	
演習⑤ - 2 入所に至る家族・本人・児童相談所の意向/60	
第6章 社会的養護施設による日常生活支援(インケア)	-
1. 施設の日常生活	62
(1) 施設入所前後の生活/62	
2. 基本的生活習慣の確立	65
(1) 衣 食 住/65 (2) 余暇活動/66	
3. 治療的支援	67
(1) 心理療法による治療的支援/67 (2) 直接支援職員による支援/67	
演習 $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$ 緊急の入所で、施設の生活になじむことができない $^{\prime}$ $^{\prime}$ $^{\circ}$ $^{\circ}$	
演習⑥-2 問題が行動化しており、治療が必要な子ども/70	

第7章 障害児入所施設における日常生活(インケア)	•
1. 施設の日常生活	······72
(1) 施設生活の一日の流れ(午前)/72	
(2) 施設生活の一日の流れ(午後)/72	
2. 基本的生活習慣の確立	·····74
(1) 基本的生活習慣/74	
(2) 基本的生活習慣の確立に向けたかかわり/74	
3. 治療的支援	·····77
演習⑦-1 自立支援のあり方を考える/78	
演習⑦-2 必要なことを伝えるコミュニケーション/80	
第8章 自立支援と退所後の支援(リービングケア・アフタ	ーケア)
1. 社会的養護施設における自立支援と退所後の支援	·····82
(1) リービングケア/82 (2) アフターケア/83	
2. 障害児入所施設における自立支援と退所後の支援	86
(1) リービングケア/86 (2) アフターケア/86	
	/00
演習⑧ – 1 自立支援と退所後の支援(大学進学と費用の問題)	/ 00
演習®-1 自立支援と退所後の支援(大学進学と費用の問題) 演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9	
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9	
演習® - 2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9           第3部 社会的養護にかかわる専門的技術	90
演習® - 2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9           第3部 社会的養護にかかわる専門的技術	90
演習® - 2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術	90
演習® - 2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9     第3部 社会的養護にかかわる専門的技術       第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術       1. 衣食住	90
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住 (1) 衣 /94 (2) 食 /94 (3) 住環境/96	90
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住	90
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住	90 94 96
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住 (1) 衣 /94 (2) 食 /94 (3) 住環境/96 2. 身辺自立 (1) 健康管理/96 (2) 清 潔/98 (3) 排 泄/99 (4) 睡 眠/99	90 94 96
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住	90 94 96
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9  第3部 社会的養護にかかわる専門的技術  第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術  1. 衣食住 (1) 衣/94 (2) 食/94 (3) 住環境/96  2. 身辺自立 (1) 健康管理/96 (2) 清 潔/98 (3) 排 泄/99 (4) 睡 眠/99  3. 余暇活動 (1) 遊び・趣味/100 (2) 自治会活動/101	90 94 96
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第 3 部 社会的養護にかかわる専門的技術 第 9 章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住 (1) 衣 / 94 (2) 食 / 94 (3) 住環境/96 2. 身辺自立 (1) 健康管理/96 (2) 清 潔/98 (3) 排 泄/99 (4) 睡 眠/99 3. 余暇活動 (1) 遊び・趣味/100 (2) 自治会活動/101 演習⑨-1 施設内での問題行動への対応/102	90 94 96
第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住 (1) 衣/94 (2) 食/94 (3) 住環境/96 2. 身辺自立 (1) 健康管理/96 (2) 清 潔/98 (3) 排 泄/99 (4) 睡 眠/99 3. 余暇活動 (1) 遊び・趣味/100 (2) 自治会活動/101 演習⑨-1 施設内での問題行動への対応/102 演習⑨-2 施設のルールについて(自治会活動)/104	90 94 94 96
演習®-2 自立支援と退所後の支援(自立に向けての困難)/9 第 3 部 社会的養護にかかわる専門的技術 第 9 章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住 (1) 衣 / 94 (2) 食 / 94 (3) 住環境/96 2. 身辺自立 (1) 健康管理/96 (2) 清 潔/98 (3) 排 泄/99 (4) 睡 眠/99 3. 余暇活動 (1) 遊び・趣味/100 (2) 自治会活動/101 演習⑨-1 施設内での問題行動への対応/102	90 94 94 96
第3部 社会的養護にかかわる専門的技術 第9章 基本的生活習慣にかかわる専門的技術 1. 衣食住 (1) 衣/94 (2) 食/94 (3) 住環境/96 2. 身辺自立 (1) 健康管理/96 (2) 清 潔/98 (3) 排 泄/99 (4) 睡 眠/99 3. 余暇活動 (1) 遊び・趣味/100 (2) 自治会活動/101 演習⑨-1 施設内での問題行動への対応/102 演習⑨-2 施設のルールについて(自治会活動)/104 第10章 学習・学校にかかわる専門的技術	90 94 94 96

2. 学校との連携と学校生活107
(1) 学校との連携/107 (2) 学校生活/108 (3) 高校生への支援/108
3. 進路・進学の支援109
(1) 入所児童の進学状況/109 (2) 進路・進学支援/109
演習⑩ 進路・進学について考えてみよう/111
第11章 対人関係・社会生活にかかわる専門的技術
1. 対人関係にかかわる支援
(1) 信頼関係の形成/112 (2) 子ども間での関係の構築/113
(3) 子どもの不適応行動の具体的支援/113
2. 社会生活にかかわる支援115
(1) 社会規範/115 (2)「性」への対応/117
演習① 癇癪を起こす子どもへの対応(外在化)/120
VIII (TEIE) / 120
第 12章 家庭支援のためのソーシャルワーク
1. 家庭との連携
(1) 家庭支援の視点/122 (2) 家族との面会・外出・一時帰宅/123
2. 親子関係の再構築に向けた支援123
(1) 親子関係再構築の視点/123
(2) 親子関係再構築プログラム / 125
演習⑫ 施設職員と利用者家族のロールプレイ/129
第13章 里親委託児童の支援
1. 里親委託児童の養育
(1) 里親委託の特徴/130 (2) 里親養育の実際/131
2. 実家族との交流
2. 美家族との交流の現状/133 (2) 実家族との交流の課題/134
(1) 美家族との交流の現状/153 (2) 美家族との交流の課題/154 3. 養子縁組制度135
(1) 普通養子縁組/135 (2) 特別養子縁組/135
演習⑬ 委託の背景が異なる 3 人の里子の養育への支援/138
索 引/141



社会的養護の 体系と課題, 権利擁護, 保育士の倫理

第1部では、子どもの最善の利益のために、社会全体で子どもを育むという社会的養護の基本理念を理解し、権利擁護の必要性や保育士の責務について学ぶことを目的としている。

社会的養護の課題には、家庭と同様の養育環境として里親委託の推進、良好な家庭環境としての施設の小規模化とともに、専門性を持った職員の配置がある。小規模化によって、個別的かかわりが求められる中で、子どもを直接支援する保育士には他職種と協働する力や高い倫理性が求められる。そこで、子どもの権利条約や子どもの代替的養護に関する指針をとおして、子どもの最善の利益について学ぶ。さらに、社会的養護における保育士の倫理を各種団体による倫理綱領から学び、社会的養護が持つ権利擁護機能について理解する。

内容に即した三つの演習をとおして、学生一人ひとりが子どもの権利を守る保育士の役割について理解を深めてもらいたい。

## 予章 社会的養護の機能と枠組み

### 1. 社会的養護の理念と機能

#### (1) 社会的養護の基本理念

社会的養護においては、それぞれの施設の養育・支援の内容と運営に関する指針が定められており、社会的養護の基本理念と原理の部分はすべての施設の指針において共通のものが示されている。

社会的養護の基本理念としては、第1に「子どもの最善の利益のために」が掲げられている。社会的養護は、子どもの権利擁護を図るための仕組みであり、「子どもの最善の利益のために」をその基本理念とすることが示されている。

第2に「すべての子どもを社会全体で育む」が掲げられている。社会的養護は、保護者の適切な養育を受けられない子どもを、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うものであり、「すべての子どもを社会全体で育む」ことをその基本理念とすることが示されている。

#### (2) 社会的養護の基本原理

社会的養護の基本原理としては、①家庭的養護と個別化、②発達の保障と自立支援、③回復を目指した支援、④家族との連携協働、⑤継続的支援と連携アプローチ、⑥ライフサイクルを見通した支援、の六つが示されている。

#### 1) 家庭的養護と個別化

すべての子どもは、適切な養育環境で、安心して自分をゆだねられる養育者によって、一人ひとりの個別的な状況が十分に考慮されながら養育されるべきである。一人ひとりの子どもが愛され大切にされていると感じることができ、子どもの育ちが守られ、将来に希望が持てる生活の保障が必要である。

社会的養護を必要とする子どもたちに「あたりまえの生活」を保障していくことが重要であり、できるだけ家庭あるいは家庭的な環境で養育する「家庭的養護\*1」と、個々の子どもの育みを丁寧にきめ細かく進めていく「個別化」が必要である。

#### 2) 発達の保障と自立支援

社会的養護は、未来の人生をつくり出す基礎となるよう、子ども期の健全な心身の発達の保障を目指して行われる。特に人生の基礎となる乳幼児期では、愛着関係や基本的な信頼関係の形成が重要である。子どもの健やかな身体的、精神的および社会的発達、さらに自立に向けた生きる力の獲得は、こうした愛着関係や基本的な

#### \* 1 家庭的養護

家庭的養護とは、グループホームや小規模グループケアなど施設において家庭的な養育、環境を目指す小規模の取り組みをいう。一方、「家庭養護」一ホームなど養育者の家ことをいう。なお、国が「ときは、この両者ををいう。なお、国が「ときは、この両者を合わせて推進する意味で用いている。

信頼関係があって可能となる。

子どもの自立や自己実現を目指して、子どもの主体的な活動を大切にするとともに、さまざまな生活体験などを通して、自立した社会生活に必要な基礎的な力を形成していくことが必要である。

#### 3) 回復を目指した支援

社会的養護を必要とする子どもは、虐待体験や家族等との分離体験\*2などによって心の傷や深刻な生きづらさを抱えていることも少なくない。したがって、それぞれの子どもに応じた成長や発達を支える支援だけでなく、虐待体験や分離体験などによる悪影響からの癒しや回復を目指した専門的ケアや心理的ケアなどの治療的な支援も必要となる。こうした子どもたちが、安心感を持てる場所で、大切にされる体験を積み重ね、信頼関係や自己肯定感(自尊心)を取り戻していけるようにしていくことが必要である。

#### 4) 家族との連携協働

社会的養護は、こうした子どもや親の問題状況の解決や緩和を目指して、それに 的確に対応するため、親とともに、親を支えながら、あるいは親に代わって、子ど もの発達や養育を保障していく包括的な取り組みである。

#### 5) 継続的支援と連携アプローチ

社会的養護は、その始まりからアフターケアまでの継続した支援と、できる限り 特定の養育者による一貫性のある養育が望まれる。そのためには、児童相談所等の 行政機関、各種の施設、里親等のさまざまな社会的養護の担い手が、それぞれの専 門性を発揮しながら、巧みに連携し合って、一人ひとりの子どもの社会的自立や親 子の支援を目指していく社会的養護の連携アプローチが求められる。

さらに、社会的養護の担い手は、同時に複数で連携して支援に取り組んだり、支援を引き継いだり、あるいは元の支援主体が後々までかかわりを持ったりするなど、それぞれの機能を有効に補い合い、重層的な連携を強化することによって、支援の一貫性・継続性・連続性というトータルなプロセスを確保していくことが求められる。

#### 6) ライフサイクルを見通した支援

社会的養護の下で育った子どもたちが社会に出てからの暮らしを見通した支援を行うとともに、入所や委託を終えた後も長くかかわりを持ち続け、帰属意識を持つことができる存在になっていくことが重要である。さらに、社会的養護には、育てられる側であった子どもが親となり、今度は子どもを育てる側になっていくという世代をつないで繰り返されていく子育てのサイクルへの支援が求められる。このようなライフサイクルを見通した支援によって、虐待や貧困の世代間連鎖を断ち切っていくことが必要である。

#### \*2 分離体験

保護者による虐待や 不適切な養育などにより、安全確保のために 家庭から分離される体 騒

#### (3) 社会的養護の機能 ■■■

社会的養護の機能としては、第1に子どもの権利擁護が挙げられる。子どもの権利条約や国連の子どもの代替的養護に関する指針などに基づいて社会的養護を必要とする子どもの権利を保障していくことが求められる。

第2の機能は、日常生活支援である。施設で生活する子どもたちは、入所前に不適切な養育環境で生活をしてきたために、生活のリズムが確立されていないことが多いため、基本的生活習慣の確立を支援するなど、施設等において子どもの日常生活全般を支援する。

第3の機能は、治療的支援である。家庭で虐待を受けた子どもの入所が増加してきており、児童養護施設では約6割、乳児院では3割強の子どもが虐待を受けている。また、障害等のある子どもが増加しており、児童養護施設においては約3割の子どもに障害がある状況となっている。このような子どもに対しては、日常生活支援だけでなく、心理治療を含めた個別的な支援が必要となる。また、障害児入所施設でも家庭で虐待を受けた子どもが在籍しているため心理治療などが行われているが、それに加えて障害に対する療育なども行われている。

第4の機能は、自立支援である。リービングケア、アフターケアを通して子ども が退所した後の自立生活を支援していくことが求められる。リービングケア、アフ ターケアだけでなく、日常生活支援や学習支援、進路・進学の支援、対人関係にか かわる支援、社会生活にかかわる支援なども自立支援につながっている。

第5の機能は、家庭支援である。前述の社会的養護の基本原理の一つに「家族との連携協働」が挙げられているように、施設に入所している子どもにとっても家族の存在は重要なものである。家族との面会・外出、一時帰宅、家族再統合に向けた支援など、施設においても常に家族との関係を意識しながら支援していかなければならない。

### 2. 社会的養護の実施体系

#### (1) 施設養護と家庭養護

社会的養護は、①施設養護\*3、②家庭養護\*4の二つに大きく分けられる。

社会的養護の現状 (表序 - 1) をみると,2018年3月末現在,乳児院は全国に140施設あり,現員数は2,706人,児童養護施設は全国に605施設あり,現員数は25,282人となっている。一方,里親委託児童数は5,424人,ファミリーホーム委託児童数は1,434人となっており,日本では施設養護を受けている子どものほうが家庭養護より圧倒的に多くなっている。

社会的養護は、大規模な施設養護を中心とした形態から、一人ひとりの子どもを きめ細かく育み、親子を総合的に支援していけるような社会的な資源として変革し

#### \*3 施設養護

乳児院や児童養護施 設等の児童福祉施設に おける養育。

#### \*4 家庭養護

里親やファミリーホームにおいて家庭的な環境の中での養育。

#### 表序-1 社会的養護の現状(里親数,施設数,児童数等)

保護者のない児童,被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

	家庭における養		登録里親数	委託里親数	委託児童数		養育者の住居において家庭		
里親	<b>氷佐にのいる食</b>	月で王杭に安託	11,730 世帯	4,245 世帯	5,424 人	ファ	養護を行う(な	定員 5~6 名)	
	区分 (里親は重複 登録有り)	養育里親	9,592 世帯	3,326 世帯	4,134 人	ミリ	ホーム数	347 か所	
		専門里親	702 世帯	196 世帯	221 人	ー ホ			
		養子縁組里親	3,781 世帯	299 世帯	299 人	ا د	<b>李託児童数</b>	1,434 人	
		親族里親	560 世帯	543 世帯	770 人				

施設	乳児院 児童養護施設		児童心理治療 施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対象児童	乳児(特に必要 な場合は、幼児 を含む)	保護者のない児 童、虐待されて いる児童その他 環境上養護を要 する児童(特に 必要な場合は、 乳児を含む)	家庭環境,学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童	不良行為をなし、 又はなすおそれ のある児童及び 家庭環境その他 の環境上の理由 により生活指導 等を要する児童	配偶者のない女 子又はこれに準 ずる事情にある 女子及びその者 の監護すべき児 童	義務教育を終了 した児童であっ て,児童養護施 設等を退所した 児童等
施設数	140 か所	605 か所	46 か所	58 か所	227 か所	154 か所
定員	3,900 人	32,253 人	1,892 人	3,637 人	4,648 世帯	1,012 人
現員	2,706 人	25,282 人	1,280 人	1,309 人	3,789 世帯 児童 6,346 人	573 人
職員総数	4,921 人	17,883 人	1,309 人	1,838 人	1,994 世帯	687 人

小規模グループケア	1,620 か所
地域小規模児童養護施設	391 か所

- ※里親数, FHホーム数, 委託児童数, 乳児院・児童養護施設・児童心理治療施設・母子生活支援施設の施設数・定員・ 現員は福祉行政報告例(2018年3月末現在)
- ※児童自立支援施設・自立援助ホームの施設数・定員・現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ(2017年10月1日現在)
- ※ 職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(2017 年 10 月 1 日現在)
- ※ 自立援助ホームの職員数は家庭福祉調べ(2017年3月1日現在)
- ※ 児童自立支援施設は、国立 2 施設を含む
- (出典) 厚生労働省:社会的養育の推進に向けて,2019年4月

ていくことが求められている。

したがって、施設養護においても、本体施設内にある小規模グループケアや地域 分散型の地域小規模児童養護施設. 分園型小規模グループケアなど. 家庭に近い環 境で生活できるような取り組みが広がってきている。

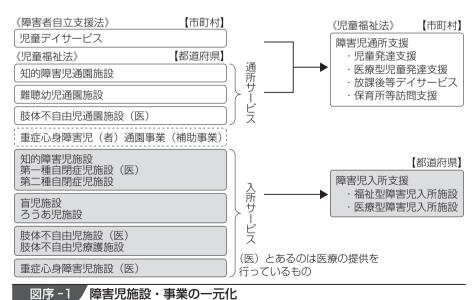
さらに、施設は、社会的養護の地域の拠点として、施設から家庭に戻った子ども への継続的なフォロー、里親支援、社会的養護の下で育った人への自立支援やアフ ターケア、地域の子育て家庭への支援など、専門的な地域支援の機能を強化し、総 合的なソーシャルワーク機能を充実していくことが求められている。

#### (2) 障害児施設の統合 |

2010 (平成22) 年の障害者自立支援法の見直し\*5, および児童福祉法の改正によっ て. 障害児の施設体系の再編が行われた(図序-1)。これにより2012(平成24)年 4月から、知的障害児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設などの入所に よる支援を行っていた施設は障害児入所施設に一元化された。また、知的障害児通 園施設、肢体不自由児通園施設などの通所による支援を行っていた施設は、児童発 達支援を行う児童発達支援センターに一元化された。

障害児入所施設は、福祉型と医療型に分けられ、福祉型障害児入所施設は、障害 児を入所させて. 保護. 日常生活の指導および独立自活に必要な知識技能の付与を 行うことを目的とする施設である。医療型障害児入所施設は、福祉型の機能に加え て治療も行われる。

児童発達支援センターは、福祉型と医療型に分けられ、福祉型児童発達支援セン



(出典) 厚生労働省編: 厚生労働自書 (平成 24 年版), 2012, 資料編 p.225

\*5 「障害者の日常 生活及び社会生活を総 合的に支援するための 法律」と改題して改正 された。一般的に「障 害者総合支援法」とし て略称されることが多 い。